

公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

個人情報保護に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）を除く。

(機構の責務)

第 3 条 機構は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する兵庫県（以下「県」という。）の施策に協力するものとする。

(収集の制限)

第 4 条 機構は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集するものとする。

2 機構は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

3 機構は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 県その他の行政機関から個人情報の提供を受けるとき。

(6) 本人から収集することにより個人情報取扱事務事業の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき。

4 機構は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務事業の目的を達成するために必要があり、かつ、欠くことができないと認められるときは、この限りでない。

(1) 思想、信教及び信条に関する個人情報

(2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報

(3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(利用及び提供の制限)

第5条 機構は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報を機構内において利用し、又は機構以外のものに提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第6条 機構は、法令等に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、機構の保有する個人情報を機構以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、機構以外のものに対し、個人情報を提供しないものとする。

(提供先に対する措置の要求)

第7条 機構は、個人情報を機構以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第8条 機構は、個人情報取扱事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

- 2 機構は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。
- 3 機構は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又消去するものとする。

(職員等の義務)

第9条 機構の職員又は職員であった者は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第10条 機構は、個人情報取扱事務事業を委託しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが講ずべき安全確保の措置を明らかにするものとする。

(個人情報取扱事務事業目録の作成及び閲覧)

第11条 機構は、個人情報取扱事務事業（機構の職員又は職員であった者に係るものを除

く。)について、公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構個人情報取扱事務事業目録（別記様式）を作成し、閲覧の申出があったときは、これに応ずるものとする。

（個人情報の開示）

第 12 条 機構は、機構が現に保有している自己に関する個人情報（機構の職員又は職員であった者に係るものを除く。）であって、検索し得るものについて、開示の申出があったときは、本人であることを確認の上、これに応ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について、開示をしないことができる。

- (1) 開示をすることにより、第三者の正当な利益を損なうと認められる情報
- (2) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
- (3) 法令等の規定により、開示をすることができない情報
- (4) 機構と県との間の協議、依頼等に基づく事務事業に関する情報であって、開示をすることにより、機構と県との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (5) 開示をすることにより、機構の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれのある情報

（開示の申出に対する通知等）

第 13 条 機構は、個人情報の開示の申出があったときは、当該申出のあった日から起算して 15 日以内に、開示の申出に係る個人情報の開示をするかどうかを開示の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りではない。

2 機構は、開示をする旨の通知をしたときは、速やかに、開示の申出をした者に対し、当該個人情報の開示をするものとする。

（個人情報の訂正）

第 14 条 機構は、前条第 2 項の規定により開示を受けた自己の個人情報について、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の申出があった場合は、本人であることを確認の上、当該個人情報に事実の誤りがあると認められるときは、これに応ずるものとする。

（訂正の申出に対する通知）

第 15 条 機構は、訂正の申出があったときは、必要な調査を行い、当該申出のあった日から起算して 30 日以内に、当該申出に係る個人情報の全部又は一部の訂正をするかどうかを訂正の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

（費用の負担）

第 16 条 第 13 条第 2 項の開示に要する費用は、機構が別に定めるものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 機構は、機構が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構個人情報事務事業目録

作成年月日		平成 年 月 日	変更 平成 年 月 日	平成 年 月 日
事務事業の名称				
事務事業の内容				
個人情報の対象者の範囲				
個人情報 の 記録 項目	基本的事項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 住所・電話番号 ☐ 本籍・国籍		
	家庭生活	☐ 家族状況 ☐ 婚姻歴 ☐ 親族関係		
	社会生活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格・賞罰 ☐ 財産・収入 ☐ 納税額 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ 所属団体		
	思想等	☐ 思想、信教及び信条に関する個人情報 ☐ 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報 ☐ 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
	その他	☐ （関心・興味のあるテーマ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ）		
個人情報 の 主 な 収 集 先	☐ 本人 ☐ 本人以外			
	本人以外 の区分	☐ 兵庫県 ☐ 他の官公庁 ☐ 私人、民間団体 ☐ 刊行物等 ☐ その他（ ）		
個人情報 の 目 的 外 利 用 又 は 提 供 の 状 況	☐ 有 ☐ 無			
	利用先 又は 提供先	☐ 兵庫県 ☐ 他の官公庁 ☐ 私人、民間団体 ☐ その他（ ）		
個人情報 の 電 子 計 算 機 処 理 の 状 況	☐ 有 ☐ 無			
委 託 の 状 況	☐ 有 ☐ 無			
	委託の内容			
問 い 合 わ せ 先 （ 相 談 窓 口 ）	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 電話番号（078）262－5580番			